

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

分類	病名	出席停止の基準
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ(鳥および新型インフルエンザ当感染症を除く)	発症した日から1週間(例:月曜日に発症した場合翌月曜日まで欠席)、かつ解熱した後3日を経過するまで※高南幼稚園独自のルール
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発言した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全の発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157,O26,O111等)	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他感染症	溶連菌感染症※	適正な抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態がよければ登園可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後 登園可能
		B型・C型:出席停止不要
	手足口病※	発熱や咽頭・口腔内の水疱・潰瘍を伴う急性期は登園を控える。治癒期は全身状態(解熱し1日以上経過し食事がとれる等)が改善し医師と相談の上で登園可能
	伝染性紅斑(リンゴ病)※	発疹のみで全身状態が良ければ登園可能
	ヘルパンギーナ※	発熱や咽頭・口腔内の水疱・潰瘍を伴う急性期は登園を控える。治癒期は全身状態(解熱し1日以上経過し食事がとれる等)が改善すれば登園可能
	マイコプラズマ感染症※	急性期は登園を控える。全身状態が良ければ登園可能
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症、ノロ、ロタ、アデノウイルス等)※	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態(普段の食事がとれる等)が良ければ登園可能
	RSウイルス感染症※	呼吸器症状が消失し、全身状態が良ければ登園可能
	アタマジラミ※	出席可能(タオル・くし・ブラシの共有は避ける)
	伝染性軟属腫(水いぼ)※	出席可能(多発発疹者はプールでのタオルや浮き輪等の共有は避ける。浸出液が出ている時はガーゼで覆うこと)
	伝染性膿痂疹(とびひ)※	出席可能(瘡蓋ができていて皮膚が乾燥しているか、汁が出ている部分などガーゼなどで覆う事)

第一種感染症・・・完全に治癒するまで

第二種感染症・・・症状により医師に伝染の恐れがないと認めた場合はこの限りではない

第三種感染症・・・症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで

※その他感染症・・・出席停止にはならないが医師の判断を受け、伝染の恐れがないと認めるまで